

都市計画新町南部地区計画を次のように決定する。

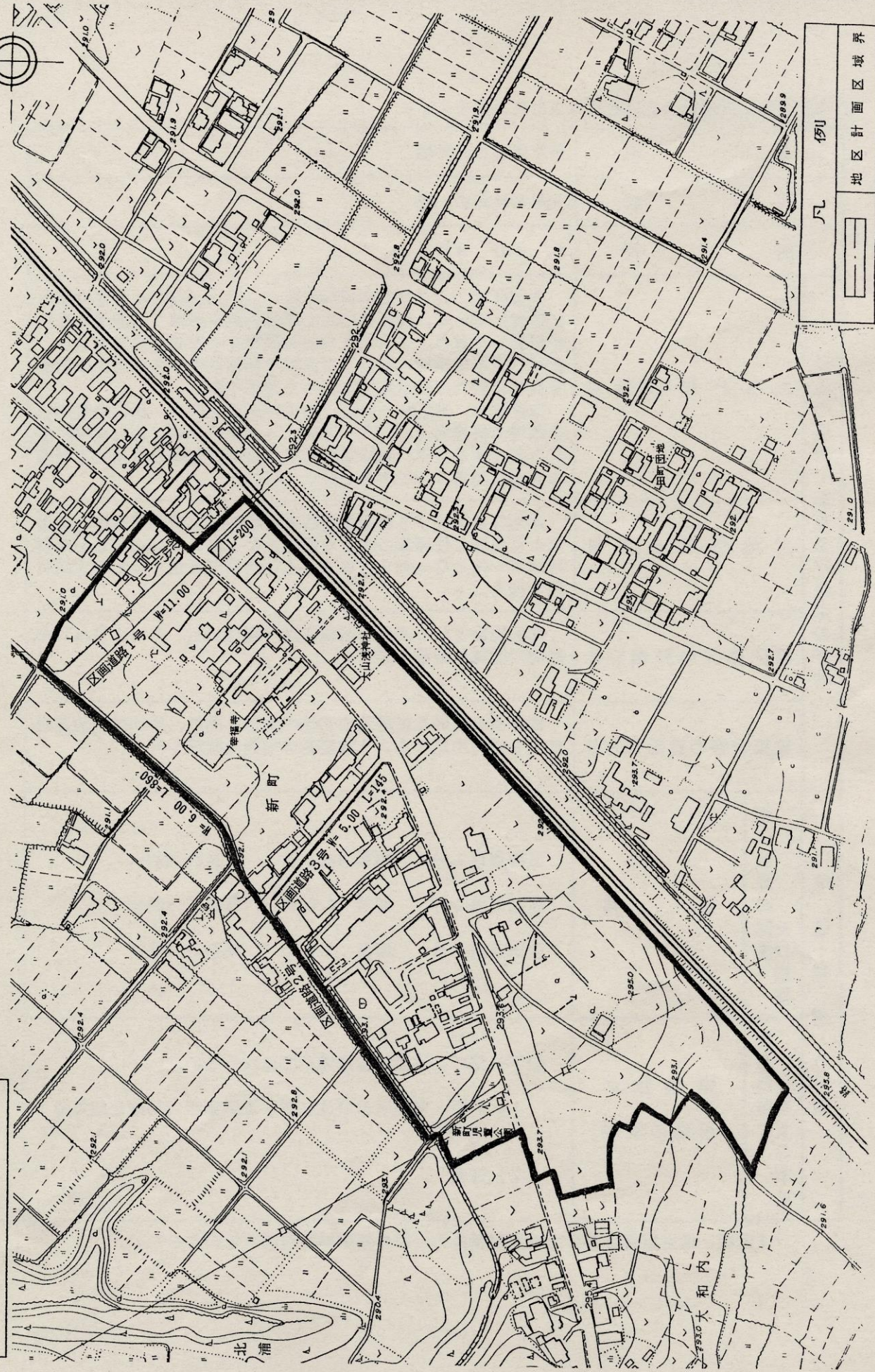
名	称	新町南部地区計画
位	置	矢吹町新町の一部
面	積	約 10.8ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、JR 東北本線矢吹駅から約 1.5km の市街地南端部に位置している。地区の中央を町道西浦古宿線（旧国道4号）が縦貫しており、JR 東北本線に隣接する既存市街地である。既存住居系市街地の整序及び既存市街地に残る未利用地の整備を目的に新たに用途地域を定めた地区である。</p> <p>本計画は、地区の一体的な市街地形成をはかり、既存市街地の住環境の維持向上と、ミニ開発、スプロール等による環境の悪化を防止するため、用途地域決定に併せて良好な住居系市街地の形成を誘導することを目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>本地区を縦貫する町道西浦古宿線を中心に区画道路等の整備により良好な住環境の向上を図るとともに、既存市街地と未利用地が一体となったまとまりある住居系市街地としての土地利用を図る。</p>
	地区施設の整備方針	<p>地区施設として必要な区画道路（幅員11m、6m、5m）を適切に配置し、整備を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>秩序ある良好な住居系市街地の整備を図り用途地域決定の効果を維持増進するよう建築物の用途の制限を行う。</p>
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	<p>道 路</p> <p>区画道路1号 幅員 11.0m 延長約 200m            区画道路2号 幅員 6.0m 延長約 860m            区画道路3号 幅員 5.0m 延長約 145m</p>
	建築物等に関する事項	<p>建築物等の用途の制限</p> <p>以下に掲げる建築物は建築してはならない。            1) 店舗・事務所の用途に供する部分が 500 m<sup>2</sup>を超える建築物            2) 畜舎</p>

「区域、地区整備計画の区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」



# 2. 計画図

(新町南部地区計画)



例	地区計画区域界
---	---------

1 : 2,500  
0 100 200 m